

障害者の権利に関する条約の批准を求める意見書

障害者の権利に関する条約は、平成 18 年 12 月、第 61 回国連総会において採択され、障がい者の人権及び基本的自由の完全な実現を確保するとともに、促進する上でも重要な意義を有している。

この条約では、障がい者の尊厳、個人の自律及び自立、非差別、社会への参加等を一般原則として規定する他、様々な分野において、障がい者の権利を保護・促進する規定を設けている。すべての人権や基本的自由を完全かつ平等に享有できるよう社会環境が整えられることを目的として、国際社会全体が障がい者に対する差別を撤廃するための措置を講じることで、平等な社会の実現が期待されるものである。また、本市においても、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を理解し協力しながら、障がい者が住みよいまちづくりを目指すためにも、障害者の権利に関する条約の批准は大きな意義がある。

一方、同条約においては、「合理的な配慮」や「インクルーシブ教育」の実現が求められており、我が国においても、国内法等との整合を図るに当たっては慎重な検討が求められていることから条約の批准が遅れていたが、先般、ようやく条約に署名することの閣議決定がなされたところである。

よって、国会及び政府においては、今後、国際的な先進例に学びかつ障がい者の意見を踏まえ、速やかに関係国内法等の整備を行い、早期に批准するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 19 年（2007 年）12 月 12 日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、  
文部科学大臣、厚生労働大臣

（提出者）全議員